

第21回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年2月28日（火）
午前9時27分から11時13分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・谷元英昭委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局 次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:27	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第21回日南市農業委員会総会を開会いたします。15番谷元英昭委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に4番作本眞悟委員、5番杉本昭二委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会はお手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。 ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、受付番号1番につきまして、本人から取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号2番は耕作に便利のため、受付番号3番から6番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました6件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、3番、4番、6番は植林のため、受付番号2番は一般個人住宅用地のため、受付番号5番は社会福祉施設用地のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました14件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が11件で、受付番号1番、4番、6番、7番、9番、10番、12番、13番は植林のため、受付番号2番は宅地分譲用地のため、受付番号5番は一般個人住宅用地のため、受付番号8番は建売住宅用地のため、地上権設定が1件で、受付番号3番は太陽光発電施設用地のため、賃借権設定が2件で受付番号11番、

	事務局	14 番は進入路及び資材置場用地のための一時転用となっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、20 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 2 件、更新の利用権設定が 3 件、所有権移転が 2 件、中間管理権設定が 13 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 1 件について、当農業委員会として申請どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番は、社会福祉施設用地で、農地法 5 条第 3 項に規定する場合に該当し農地以外の土地になっているため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第 6 号、非農地判断について、利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であり、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、52 件について審議していただきますよう提案いたします。整理番号 54 番から 105 番は全て『非農地判断基準』の 5 番「耕作放棄地で一定水準の物理的条件整備が必要」という項目に該当する農地であります。以上、説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 でお願いいたします。

10:12	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめでに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 2 番について説明します。2 月 27 日、譲渡人に電話確認し、現地調査しました。申請地は、鶴戸地区富士で、国道 220 号線を宮崎方面へ向かい、富士交差点を右折し約 200m 先の県道の右側です。譲渡人は高齢による経営規模縮小です。譲受人は、昨年 7 月に取得した土地と、自宅の間にある申請地を集約したいとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 3 番について説明します。2 月 23 日、譲渡人、譲受人双方立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷町大藤の倉迫地区です。県道日南高岡線を北郷方面へ向かい北郷温泉方向に右折し約 200m、更に右折しその先の倉迫公民館を左折し道なりに進んだ先の射撃場手前 50m の右側の水田です。譲渡人は、以前は稲作をしていましたが、近年は休耕田となっていました。譲受人に相談したところ、規模拡大のため譲り受けることになったそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。まず受付番号 4 番について説明します。2 月 22 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町北河内で、県道北郷都城線を都城

	高 崎	方面へ向かい、坂元集落の中構バス停の約 200m先の県道下になります。申請地は、圃場整備で換地処分できなかった 20 a ほどの畑です。譲渡人が相続しましたが、耕作することができないため今回の手続きとなりました。譲受人は、当該地を耕作しており水田約 19ha、ハウスピーマン 20a を作付けしており後継者もあり問題ないと思います。 次に、受付番号 5 番について説明します。2 月 23 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町北河内で、県道北郷都城線を都城方面へ向かい、橋を過ぎて急な上り坂を上り広がる農地の一面の隣接した 3 筆です。申請地は譲渡人が相続したもので、大阪に在住しており、賃借契約している従兄弟にあたる譲受人に処分したいと申し出し売買となったものです。譲受人は、水田約 5ha を作付けしており経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 6 番について説明します。2 月 21 日、譲渡人、譲受人双方に確認を行い 2 月 22 日現地確認しました。申請地は、南郷町中村で、南郷駅より栄松方面へ約 1km 向かった右手の五社神社の前です。譲受人は、牛 14 頭、水田 4ha を経営されている専業農家です。譲渡人は、高齢により離農するとのことです。譲受人は、ソルゴー、えん麦を作付けされとのことで、経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
10 : 19	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 6 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より

	議 長	報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。2 月 21 日、代理人の行政書士立ち会いのもと現地調査しました。申請者には電話にて確認しました。申請地は、飢肥地区板敷で、振徳高校より北へ 1.5km 程入った山の中腹にあります。周囲は山林化しており申請地は田 6 筆、畑 2 筆となっています。申請者の父親が転用届の必要性を知らずに植林したとのことです。田の方は最近杉を伐採しており、今後 500 本ほど杉を植林するとのことです。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。まず受付番号 2 番について説明します。2 月 21 日、申請人の娘さんに電話確認し現地調査しました。申請地は、飢肥四丁目で、飢肥公民館前のスクランブル交差点より飢肥城へ向かって 50m 行った空き家になります。申請人が父親から相続したもので処分したい考えがあり、登記を確認したところ登記地目が畑となっていたため、宅地への転用申請するものです。なお、雨水は地下浸透し、生活排水は合併浄化槽で処理し排水溝へ流します。また、周囲は宅地化されており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており、問題ないと思います。 続きまして、受付番号 3 番について説明します。2 月 23 日、申請人の息子さん立ち会いのもと現地確認しました。申請地は飢肥地区楠原で、本町橋より旧国道 222 号線を都城方面へ約 30m 進み、カーブ沿いの左折道路から見える小高い丘の上の家の横を走る林道を約 500m 進んだ所です。祖父の時代から畑として管理していましたが、鳥獣被害により耕作が困難となり杉を植林されたそうです。今回、杉の伐採後、植林計画をしたところ、登記地目が畑であることが判明し転用申請となりました。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。雨水は自然浸透処理し、今後は造林計画書のとおり山林として管理されるそうです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

	議 長 井 上 (友)	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。 はい、1 番井上です。受付番号 4 番について説明します。2 月 23 日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区上限谷で、上限谷公民館から飢肥地区楠原へ抜ける広域農道を約 2.5 km 進んだ山頂付近を右側へ入り約 20 分車で走った上限谷と後河内の境の山林です。以前は芋などを作付けされていましたが、鳥獣被害があり、周りが山林化され昭和 47 年頃に杉を植林されたそうです。現在は、杉は伐採されています。申請人は今後も山林として管理していくとのこと。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長 歌 津	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。 はい、12 番歌津です。受付番号 5 番について説明します。2 月 22 日、申請人の社会福祉法人事務長立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区風田で、国道 220 号線沿いの障がい者福祉施設敷地内の 3 筆です。昭和 49 年 2 月頃、当施設の増改築に合わせて他の土地も含め駐車場や駐輪場に整備しました。今回施設の老朽化による建物全体や設備の更新計画に際し、公図、登記簿を確認したところ登記地目が畑のままであることが判明し、新たに転用する土地と合わせて申請するものです。転用目的は宅地で、現存する建物の殆どを取り壊し新しい建物を建築する予定です。雨水及び作業用水等は必要な場所に浸透枡を設置し海洋側に流します。敷地内全体をアスファルトで舗装し、隣接する国有林との境界には L 型擁壁を設置し、その他の境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎます。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長 日 高	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。 はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 6 番について説明します。2 月 22 日、申請人の奥さん立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、細田地区毛吉田で、上毛吉田地区研修センターから北側の山手の農道を 900m 登って農道から山の中に 100m 程入った所です。申請地は 40 年生程の杉と雑木の林で

10 : 28	日 高	す。周囲も山林化しており影響を与える農地はありません。以前は日向夏を植えていましたが周囲に杉が植林され日が当たらなくなったので杉を植林したとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、14 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。2 月 21 日、代理人の行政書士立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人、譲受人には電話にて確認しました。申請地は飢肥地区板敷で、飢肥中学校のグラウンドの西側の上にあたり、小さい雑木が乱立していました。面積は 218 m ² と小さいですが杉 50 本を植林したいとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 2 番について説明します。2 月 21 日、譲渡人、譲受人に電話で確認し、2 月 22 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人と譲受人は市内在住の方で、譲受人は不動産業を営んでいます。申請地は飢肥地区飢肥三丁目で、法務局から北側へ市道を 300m 進み、山川地区に突き当たる T 字路の左側の一画です。譲渡人は、雑種地として管理してきましたが、高齢のため管理が困難となり、譲受人に相談し宅地として譲渡することとなったそうです。譲受人は購入後土地を整地して宅地分譲するそうです。宅地整地後宅地の間には U 字側溝を設置し、市道沿いに設

	議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。まず受付番号 5 番について説明します。2 月 21 日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地調査しました。申請地は、吾田地区西弁分後河内で、後河内公民館より南方向に約 500m の所です。譲受人と譲渡人は叔母と姪の関係です。譲渡人は父から相続しましたが日南に帰郷する予定はない為、父の妹である譲受人に無償で贈与するそうです。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 6 番について説明します。2 月 21 日、譲受人と現地調査しました。申請地は吾田地区西弁分後河内で、後河内公民館より北西方向に約 500m の山の上です。以前はみかんを栽培されていたそうですが、父親が無断で杉を植林したそうです。始末書も添付されています。譲渡人は財産整理のために手放すとのこととです。譲受人は山林として管理していくとのこととです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 7 番について説明します。2 月 22 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には 2 月 23 日、電話確認しました。申請地は吾田地区隈谷で、県道 436 号線を南郷方面に南下し、日南市クリーンセンターの 400m 程手前の右手になります。申請地周辺は現在杉の切り出し作業をしています。登記地目は畑ですが、譲渡人の父親が約 50 年前に杉を植林し、転用手続きをしていなかったそうです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。譲受人は、林業を営んでおり、地目変更後伐採植林し適正に管理していくとのこととです。周囲は山林化しており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	高 橋	はい、14 番高橋です。受付番号 8 番について説明します。2 月 24 日、申請代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区東弁分で、東郷郵便局の道路を挟んだ反対側です。申請地は昭和

	山 口	置されている側溝に流し、生活排水、汚水は合併浄化槽を設けて排水溝へ流します。周辺は宅地化されており農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 3 番について説明します。2 月 26 日、代理人の行政書士、借受人の太陽光設置会社の方立ち会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷地区白木俣です。国道 222 号線沿いの下白木俣地区割谷バス停の斜め右前の 3 筆と、上白木俣の飲食店から国道 222 号線沿いに約 1 km 登った右側の 2 筆です。5 筆とも竹やぶに覆われていたようですが、貸付人が、きれいに整地したとのこと。5 筆は川沿いにあるため、雨水は自然浸透または川へ流出するため隣接地に影響はないと思います。土地造成については、改良剤を入れ土地を固めその上に砂利を敷きます。盛土はない為、隣接地への影響はありません。万が一被害が発生した場合は、責任をもって対処しますとのこと。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 4 番について説明します。2 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、飢肥駅から国道 222 号線を酒谷方面へ約 2 km 向かい、広域農道との交差点を北郷方面へ約 500m 進んだ道路幅の広がっている所の左上の大地になっている所です。みかん園の隣になります。譲受人は申請地となりの山林に自宅を建築する予定で購入しましたが、申請地には 40 年程の杉が植林されており、日当たりが悪い為、譲渡人に相談し購入することになりました。譲受人は、今後山林に地目変更し購入してクヌギを植林する予定です。申請地の南側はみかん園で、西側は荒廃地でくぬぎが植えられています。北側と東側は譲受人が購入した土地ですので、周囲に影響はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

高 橋	5年頃家を建築され、祖父、父と増改築を繰り返し現在に至っています。譲渡人が昨年相続しましたが、市外在住のため処分をする際、登記地目が畑であることが判明し、今回の申請に至りました。始末書も添付されています。隣接する東側、南側の農地については十分な配慮をし、被害が出ないような設計になっています。取り壊した後には、3区画に住宅を建築するとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号9番、10番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず、受付番号9番について説明します。2月22日、譲受人に電話確認し、2月23日、現地調査しました。申請地は、鶴戸地区富士で、国道220号線を宮崎方面へ進み富士交差点先の橋を渡り、左折し北郷方面へ約20分走ると元製茶工場がありますが、その自宅前に隣接する道路の右上にあたります。現況は雑種地となっています。譲渡人が昭和43年に取得しそのまま放置していたとのこと。今回売買するにあたり、登記地目が畑であることが判り申請に至ったそうです。譲受人は整地して杉を植林し山林として管理していくそうです。 続きまして、受付番号10番について説明します。2月22日、譲受人と打ち合わせし、2月23日、現地調査しました。申請地は、鶴戸地区伊比井で、主に伊比井から河内の方に点在している17筆です。いずれの箇所も山林化しています。今回譲渡人から贈与を受けることになりましたが、登記地目が農地であることが判り申請に至ったそうです。始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願います。
谷 口 (宏)	はい、9番谷口です。受付番号11番について説明します。2月22日、貸付者に確認し、2月27日、借受人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区下方で、下方研修センターより市道開聞木下線を南郷方面へ約300m進んだ瓜倉橋手前の右手です。この

	谷 口 (宏) 議 長 井 上 (英)	案件は令和4年10月の第17回総会で審議された南郷送水管布設工事を3ヶ月工期延長するものです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 続きまして、受付番号12番、13番について、担当委員より報告願います。 はい、13番井上です。まず、受付番号12番について説明します。2月23日、譲渡人に電話確認し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪地区仮屋で、大窪小学校から串間方面へ県道を約200m進み左折し柑橘園地帯を約600m行くと左手に広がる山林の一画です。譲渡人は今回譲受人から相談され売却することにしたそうです。譲受人は伐採後山林として管理したいということです。問題ないと思います。 続きまして、受付番号13番について説明します。2月23日、譲渡人に確認し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪地区仮屋で、大窪小学校から串間方面へ県道を約200m進み左折し柑橘園地帯を約700m行った柑橘園です。譲渡人は、高齢で後継者もないため今回譲受人に相談し売却することにしたそうです。譲受人は現在周辺の山林を伐採されており、申請地に隣接している西側から北側の山林の取得伐採も予定しています。取得後は山林として管理したいということです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 議 長 福 井 続きまして、受付番号14番について、担当委員より報告願います。 はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号14番について説明します。2月24日、貸付人に電話確認し、2月27日、借受人に確認し現地調査しました。申請地は、細田地区下方で、下方研修センターより市道開聞木下線を南郷方面へ約300m進み瓜倉橋を渡った右手です。この案件は令和4年10月の第17回総会で審議された南郷送水管布設工事を3ヶ月工期延長するものです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
--	--	---

10 : 45	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 20 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 1 番について説明します。2 月 22 日、借受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は北郷地区大藤です。老人福祉施設のデイサービスの前の土地です。借受者はピーマン、稲作の経営農家です。以前の借受者が高齢のため変更となった案件です。特に問題ないと思います。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 2 番について説明します。2 月 24 日、借受者、貸付者双方に電話確認し現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校から串間方面へ約 3 km 進んだ伊崎野集落の西側に広がる果樹園の一画です。貸付者は離農されており、相続がされていない土地のため、過半の 23 人の同意を得て今回の申請となっています。借受者はハウス金柑を中心に経営をされている果樹農家です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 3 番について説明します。大窪地区担当の井上委員、借受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、大窪地区通水で、大窪小学校から南へ 2 km 進み、右手へ約 1 km 入った山の中腹にあるみかん園です。借受者は、ハウスみかんと露地みかんを 5～6ha 栽培する専業農家です。貸付者には電話にて

10:52	稲 山	確認しています。今回は更新ですので問題ないと思います。ご審議 よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付 番号 4 番について説明します。申請地は、酒谷地区日永八重下津留 で、国道 222 号線を都城方面へ登って行き、右手の市道大谷線を 1 km 進んだ左下になります。2 月 25 日、借受者に確認し現地調査しま した。周辺を含め 70 a の農地をすべて借受者が耕作しており、その 中の 3 筆になります。荒廃地にならないように預かって耕作してい くとのこと。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく お願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 5 番について説明します。申請地は北郷地区郷之原で、県道日南高岡 線を田野方面へ進み、北郷へ入って最初のガソリンスタンドを左に 100m 程進んだ踏切横の 2 筆の水田です。2 月 22 日、貸付者に電話 確認し、2 月 23 日、借受者立ち会いのもと現地調査しました。農地 の管理も適正に行われています。更新ですので問題ないと思いま す。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが 質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、 計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議 案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定 しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付 番号 6 番について、担当委員より報告願います。

平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 6 番について説明します。申請地は東郷地区殿所で、東郷橋から市道を約 500m 殿所方面へ進んだ所です。2 月 24 日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は数年前から譲渡者が耕作管理を依頼している所です。今回処分したいと譲受者にお願いしたところ承諾され今回の申請となりました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番についてですが、河野委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定の基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。 (河野委員 退席)
議 長	それでは、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 7 番について説明します。2 月 22 日、譲渡者に確認し、2 月 25 日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は北郷地区大藤で、大藤のハウス団地に 1 筆、高速道路を挟んだ所に 2 筆あります。譲渡者は高齢のため規模縮小です。譲受者は、専業農家で申請地にはピーマンと水稻を作付け予定です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 4 号、農地利用集積計画所有権移転、受付番号 7 番について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので議案第 4 号受付番号 7 番は同意することに決定しました。ここで河野委員の退席を解きます。 (河野委員 着席)
議 長	それでは、担当委員から所有権移転について報告がありました

10:56	議 長	が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号7番を除く議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号8番、9番について、担当委員より報告願います。
	高 橋	はい、14番高橋です。受付番号8番、9番について説明します。2月25日、受付番号8番、9番ともに現地確認しました。受付番号8番の申請地は、東九州自動車道東郷インターを出てすぐ左の農地です。受付番号9番の申請地は益安の自動車整備工場の裏手になります。中間管理機構との設定で、耕作者変更による再設定ですので問題ありません。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号10番から18番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号10番から18番について一括して説明します。申請地は、9件ありまして、東弁分1筆、松永3筆、殿所7筆、益安3筆です。2月22日から24日にかけて現地調査しました。申請地は、よく管理され耕作の準備もされていきました。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号19番について担当委員より報告願います。
	福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号19番について説明します。2月24日、貸付者立ち会いのもと現地確認しました。貸付者は、耕作が困難となった為預けるとのことです。申請地は、細田地区下方で、下方研修センター前から津屋野方面へ向い瓜倉橋を渡った西側の4筆の水田です。中間管理機構

福 井	との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。 以上です。
議 長	続きまして、受付番号 20 番について担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 20 番について説明します。2 月 21 日、貸付者に電話確認しました。貸付者は、耕作が困難となった為預けるとのことです。申請地は、北郷町大藤で、障がい者福祉施設の東側の水田です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 1 番について説明します。2 月 22 日、社会福祉法人事務長立ち会いのもと現地確認しました。東郷地区風田で、国道 220 号線沿いの障がい者福祉施設敷地内の 1 筆です。この案件は議案第 2 号、受付番号 5 番に関連する案件です。農地法第 4 条 1 項各号及び第 5 条各号に規定する場合に該当し農地以外の土地となっているためです。ここには、日南市指定の文化財となっている建物が建っています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。

11:02	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第6号、非農地判断について、52件の審議をお願いします。それでは、整理番号54番から93番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。整理番号54番から93番について説明します。昨年境農地調査員の調査後、私と境調査員とで現地確認しました。場所は、吾田地区後河内から中浦一帯です。山に囲まれた地域で、鳥獣被害が酷く、竹や雑草が繁茂しています。現在の機械作業での耕作は不可能と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、整理番号94番から105番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。整理番号94番から105番について説明します。2月22日、境調査員と現地調査しました。場所は、吾田地区西弁分です。周囲は雑木に囲まれ、道もないような状況です、農地として復元するのは不可能と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	会 長	私から一つよろしいでしょうか。所有者が亡くなっている方が随分おられます。非農地判断した部分については、個人で申請すれば登記料は無料でできるということになっていますが、この亡くなった案件については誰が地目変更すべきなのか、事務局に説明を求めます。
	事務局	はい、所有名義が変わっていない未相続の土地の登記地目変更の

	事務局	申請は、相続人の代表者が申請というのが普通です。この非農地判断については、農業委員会が地目を非農地であるという判断をしたものということで、その結果を受けて、税務当局に情報提供し、所有者本人に非農地判断しましたという通知をして、登記を促すというものです。実際に地目変更の登記申請をされるかどうかは別にしまして、一応個人については、相続関係者が設定してある方に通知を出しています。ほとんど行政基本上では相続人代表者が設定してあります。そちらにいったんお送りします。なおかつそれでも届かない場合は、やむ負えないものと考えています。登記の義務化が出てくるでしょうけれども、こういった未相続の土地が、多くなってくるのは確かであります。ただ、非農地判断の通知としましては、送付可能な方に対して送っています。
	会 長	はい、わかりました。
	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号、非農地判断について、賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定しました。
11:07		議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11:13		《報告事項》 終 了

第21回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 久 光 

署名委員 佐本 眞悟 

杉本 昭二 